

出荷制限指示後の管理の考え方

岩手宮城両県界の正東の線以南の海域（以下「以南海域」という。）のスズキの出荷管理については、市町村、岩手県漁業協同組合連合会及び関係漁業協同組合等と連携し、次の対策に取り組むこととして、万一不適切な事案が確認された場合には、すみやかに是正措置を講じる。

1 漁業者対策

県は、県内の漁業者に対し、以南海域においてはスズキを漁獲しないよう指導するとともに、混獲した場合でも確実に選別して一切の出荷が行われないよう指導する。

2 遊漁船業者対策

県は、県内の遊漁船業者に対し、以南海域においてスズキの採捕を目的とした案内を行わないよう指導する。

3 流通対策

県は、直販所及び卸売市場等に対し、以南海域で漁獲されたスズキを取り扱わず、産地等を確認の上、以南海域以外の海域で漁獲されたスズキを出荷する場合は適切な表示により、流通させるよう指導する。